



県民税利子割

企業又は金融機関等から利子等の支払いを受けるときに課せられる税金です。
利子等とは利子や、収益の分配等をいいます。

納める人

利子等の支払を受ける個人で、県内に所在する金融機関等を通じて納めます。

納める額

支払を受けるべき利子等の額の5%です。この他に所得税(国税)※が15%課税されます。
ただし、所得税が非課税とされる利子等には課税されません。

●利子等に関する所得税の非課税制度

①身体障がい者等一定の方

- ・少額預金非課税制度(マル優)…元利合計350万円までの利子等
- ・少額公債非課税制度(特別マル優)…元利合計350万円までの利子等

②勤労者

- ・財産形成住宅貯蓄…元利合計550万円までの利子等
- ・財産形成年金貯蓄…同上

なお、非課税制度を利用するには、金融機関等への非課税貯蓄申告書等の提出が必要です。詳しくはお近くの金融機関へお問い合わせください。

※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間は、復興特別所得税
(所得税×2.1%)が課税されます。

申告と納税

利子等の支払いをする金融機関等が1ヶ月間に特別徴収した税を、翌月10日までに申告して納めます。

道府県間の清算

納められた県民税利子割の99%は、個人の所得金額に係る基準によって道府県間で清算されます。

市町村への交付

清算後の金額の5分の3が県内の市町村に対して交付されます。

